

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画について

島根原子力発電所1号炉における原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)に向けた対応状況および今後の予定について以下に示す。

1. 第2段階の廃止措置計画

現在の廃止措置計画は、廃止措置全体の見直しおよび解体工事準備期間(第1段階)に行う具体的事項について定めており、第2段階以降に実施する事項に関しては、当該期間に入るまでに廃止措置計画に反映し、変更の認可を受けることとしている。

第2段階では新たに管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去に着手する予定である。

第2段階の廃止措置計画に反映する内容を以下に示す。

➤ 廃止措置全体工程の見直し

廃止措置全体工程について見直す(第2段階を6年延長、汚染状況調査の期間変更(第2段階も引き続き実施)等)。

➤ 第2段階に行う具体的事項の追加

第2段階に行う具体的事項として以下を廃止措置計画へ反映する。

- ・解体撤去工事の方法
- ・除染の方法
- ・解体撤去工事に伴い発生する廃棄物の種類、数量及び管理方法
- ・放射線業務従事者の線量評価及び平常時における周辺公衆の線量評価
- ・事故時における周辺公衆の線量評価 等

なお、現行の保安規定は第1段階における保安のために必要な措置を定めたものであることから、上記廃止措置計画の変更に伴い保安規定の変更認可申請も併せて行う。

第2段階以降に実施する事項に対する保安規定への主な反映事項は以下のとおり。

- ・解体撤去物の管理
- ・保管エリアの管理 等

第2段階に向けた対応として、上記に示す第2段階に係る廃止措置計画について策定を行い、2023年8月8日、関係自治体に安全協定に基づく廃止措置計画に係る事前了解願いの提出等を行ったところ。

2. 変更認可申請の予定

準備が整い次第、廃止措置計画及び保安規定の変更認可申請を行う予定である。

以 上